事例番号:280010

原因分析報告書要約版

産 科 医 療 補 償 制 度 原因分析委員会第五部会

1. 事例の概要

- 1) **妊産婦等に関する情報** 初産婦
- 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 33 週 6 日

- 10:30 前夜より胎動自覚なく紹介元分娩機関受診
- 11:15 受診時の胎児心拍数陣痛図で基線細変動消失、一過性徐脈の所 見
- 12:10 当該分娩機関へ搬送
- 14:00 当該分娩機関入院

4) 分娩経過

妊娠 33 週 6 日

- 14:45 入院時の胎児心拍数陣痛図で基線細変動消失、一過性頻脈なし、 胎児頻脈の所見
- 14:49 胎児機能不全疑いで帝王切開決定
- 17:32 帝王切開により児娩出

5) 新生児期の経過

- (1) 在胎週数:33 週 6 日
- (2) 出生時体重:2200g 台
- (3) 臍帯動脈血ガス分析値:pH 7.25、SBE -3.8mmo1/L
- (4) アプガースコア:生後1分2点、生後5分7点

- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)、気管挿管
- (6) 診断等:出生当日 新生児仮死、早産児、低出生体重児、新生児遷延性肺高血 圧症
- (7) 頭部画像所見:生後 19 日 MRI で多嚢胞性脳軟化症および脳室周囲白質軟 化症(PVL)の所見を認める

6) 診療体制等に関する情報

〈紹介元分娩機関>

- (1) 診療区分:診療所
- (2) 関わった医療スタッフの数

医師:產科医2名

看護スタッフ:助産師1名、准看護師2名

〈当該分娩機関〉

- (1) 診療区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医 2 名、小児科医 1 名、麻酔科医 3 名

看護スタッフ:助産師1名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、入院以前に生じた一時的な脳の虚血による中枢神経障害であり、その脳の虚血が出生後に多嚢胞性脳軟化症および脳室周囲白質軟化症(PVL)を発症した原因である。
- (2) 入院以前に生じた一時的な虚血による中枢神経障害の原因は、臍帯血流障害による胎児胎盤循環不全の可能性がある。
- (3) PVL 発症には児の未熟性が関与した可能性がある。
- (4) 中枢神経障害の発症時期は、妊娠 33 週 5 日か、またはその少し前であると考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

(1) 妊娠33週4日までの紹介元分娩機関、里帰り分娩予定の医療機関における

妊娠中の管理は、いずれも一般的である。

(2) 妊娠 33 週 6 日に妊産婦が胎動異常を訴えた際の紹介元分娩機関の対応 (来院後にただちに内診、超音波検査、分娩監視装置装着を行ったこと)は、 医学的妥当性がある。

2) 分娩経過

- (1) 当該分娩機関入院後から帝王切開決定までの対応(分娩監視装置の装着、胎児機能不全疑いと診断、入院から49分で手術決定)は一般的である。
- (2) 帝王切開決定から児娩出までの時間については、胎児心拍数陣痛図所見(胎児頻脈、基線細変動消失、遅発一過性徐脈が出現)で胎児機能不全を疑っている状況で児娩出まで2時間43分を要していることは一般的でないという意見と、胎児心拍数陣痛図はすでに中枢神経系障害の存在を強く示唆する所見であり、速やかな急速遂娩を要する状況とは異なることから、この時間経過は選択肢としてあり得るという両方の意見がある。
- (3) 臍帯動脈血ガス分析を行ったことは一般的である。
- (4) 胎盤病理組織学検査を行ったことは適確である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(直ちにバッグ・マスクによる人工呼吸開始)は一般的である。
- (2) NICU 入室まで、および入室後の管理はいずれも一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 紹介元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき 事項

(1) 紹介元分娩機関

本事例では、妊婦健診における超音波断層法所見や胎児心拍確認後の診療 録の記載が不足していた。観察した内容や判断、それらに基づく対応は診療 録に記載することが望まれる。

(2) 当該分娩機関

胎児機能不全で搬送された妊産婦に対して、到着前から帝王切開の準備等を整え、より迅速な対応ができるよう院内で検討しておくことが望まれる。

2) 紹介元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討

すべき事項

(1) 紹介元分娩機関

本事例では、紹介元分娩機関医師は、当該分娩機関に確認の上、タクシー搬送が最適(10分程度の搬送時間)と判断し搬送を行ったにもかかわらず、実際には当該分娩機関受診後の検査指示まで86分を要している。緊急時の病診連携および搬送システムの再確認が強く求められる。

(2) 当該分娩機関

本事例では、当該分娩機関外来において問診票記入などが指示され、結果的に受診後の検査指示までに 86 分を要している。緊急搬送時の病診連携および入院システム等について再確認を行うことが望まれる。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

早産期の脳性麻痺発症の原因や病態生理に関して、特に子宮内での異常の発生について、更なる研究推進が望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。